

# 「関生型運動」考察と「労働運動要論」①

今号から数回にわたり、元全国金属のオルグであり、元大阪府労働委員会労働者委員の要宏輝さんによる「関生型労働運動」についての考察を掲載します。

## はじめに

8・26大阪労働学校アンシエの特別シンポジウムで、木下武男先生は「熱き想いを語ることは、残された人生をかけること」と語られました。「世直しは後世に委ねるわけにはいかない」と思っています。しかし、いかんせん、現役を引くと現実の運動に直接コミットできず、忸怩(じくじ)たる想いで過(ご)ごしています。

## 関生労働運動との出会い

考察を命題としながら、タイムリーな労働運動に関わるコラムも取り混ぜて、書き進めます。第一回は、私の「関生型運動」との出会いやシンパシーの一端を述べます。

## 「生涯現役」の信念 引き継がれるDNA

関生支部は1965年に結成されましたが、私の出会いと交流は総評時代。1981〜82年の刑事弾圧、共産党による支配介入により関生支部は分裂、そして大阪総評に加盟し、大阪の地域共闘で相まみえることとなります。私も共産党がらみの刑事弾圧を受けていますが、全国金属大阪のほとんどは当時の稲葉法相の指揮、会社と警備(公安)との合作でした。1976〜77年の2年間に、逮捕者15名(うち起訴11名)、任意出頭95名(関係組合30)の「刑事弾圧の嵐」に見舞われます(刑事弾圧対策については後述)。

関生支部との出会いから35年ほど経過しますが、1989年の連合結成以降は、労働委員会事件を介しての付き合いになります。しかし、2008年、私が連合「労働委員会委員推薦名簿」から不当排除されることになった時、これに対抗して、

全日建連帯や港合同等の「非連合七組合」が大阪府知事に対して「要委員推薦手続き」をとってくれました。そして私の「連合大阪訴訟」になっていきます(この顛末は後の記述に譲ります)。この時の私は孤立無援の一人争議みたいなもの、「苦しい時、つらい時の支援こそ本筋の連帯」と感じ入ったものです。

## 「生涯現役」の信念 引き継がれるDNA

関生支部の闘いの評価に関わって、まず挙げたいのは、武建一委員長の進取かつ創造的なリーダーシップです。武委員長は、業界の方からの引退の勧めに対して、「私は死ぬまで変われませんよ。私が闘いを止めたら、大阪に来てから40何年間の人生を否定したことになる。信念を貫かぬいてこそ、悔いのない人生」と心

えています(社会批評社刊『武建一 労働者の未来を語る』P248)。この言葉を聞いて、港合同・田中機械の大和田委員長の警句を想起します。「俺には定年はない。お前らサラリーマンの組合役員とは違うんじゃない?」と、引退を勧めた私は一喝されました。大和田委員長が60歳前後で私が43歳の時、若気の至りと恥じ入りしました。お二人の「生涯現役」の信条は、私の後の気づき(「世直しは後世に委ねるわけにはいかない」)で共有されます。

稀有の戦術家であり戦略家である武委員長は関生型運動を全国化(業種別職種別ユニオン運動研究会)、さらに国際化を追求されようとしています(「グローバル社会的経済フォーラム」参加や「社会的連帯経済」へのアプローチ)。関生の役員・活動家と話していると、武委員長のDNAを強く感じます(武委員長の開発された戦術・戦略については後述させていただく)。労働組合と連携しない市民運動は持続性とダイナミズムを欠き、社会運動と連携しない労働運動は新しい地平を切り開くことはできません。



それぞれが労働運動への思いを語った「8・26シンポ」

なお、「生涯現役」は少子高齢化の進行に並行して、労働現場でも広がっています。従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は99.2%(147,740社)となっています。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は72.5%(108,086社)となっています(2015年厚労省「高齢者雇用状況」)。(つづく)



関生支部大会で挨拶する要氏

私に与えられた「連載コーナー」は「関生型運動」の

関生支部との出会いから

35年ほど経過しますが、1989年の連合結成以降は、労働委員会事件を介しての付き合いになります。しかし、2008年、私が連合「労働委員会委員推薦名簿」から不当排除されることになった時、これに対抗して、

### 筆者プロフィール

## 要 宏輝 かなめ ひろあき

1944年香川県に生まれる。

<運動歴>1967年総評全国金属労働組合大阪地方本部書記局に入局 / 1989年産別合併(第一次)で全国金属機械労働組合になり、1991年に同大阪地方本部書記長 / 1999年産別合併(第二次)でJAM大阪副委員長、連合大阪専従副会長 / 2005年定年後、連合大阪なんでも相談センター相談員 / 2009年1月連合大阪訴訟(大阪府労働委員会労働者委員再任妨害、パナソニック偽装請負批判論文弾圧、「正義の労働運動ふたたび」出版妨害、不当労働行為企業モリタへの連合大阪会長謝罪事件の四件の人格権侵害等訴訟) / 2009年5月和歌山労働局総合労働相談員

<公職等>1993~2003年大阪地方最賃審議会委員 / 1999~2008年大阪府労働委員会労働者委員  
<著書>「倒産労働運動一大失業時代の生き方、闘い方」(編著、柘植書房、1987年) / 「大阪社会労働運動史第六巻」(共著、有斐閣、1996年) / 「正義の労働運動ふたたび 労働運動要論」(単著、アトワークス、2007年) / 「ワークフェア―排除から包摂へ?」(共著、法律文化社、2007年) など  
<最新の論文等>「連合よ、正しく強かれ」(現代の理論 2009年春号) / 「組合攻撃したものの法的には負けっぱなしの橋下市長」(週刊金曜日 2015.2.6号) / 「結成 28年で岐路に立つ『連合』」(週刊金曜日 2017.8.25号) など

# 刑事弾圧との闘い(1)

労使の利害が完全に一致する社会体制が実現しない限り、争議行為が消滅することはない。日本の争議行為の減少は、企業の内部留保の積み上げ(2016年度末、406兆円)と労働分配率の低下(2017年法人企業統計調査、資本金10億円以上の大企業43.5%、1971年以来46年ぶりの低水準)という現実を見る限り、労使関係の成熟の必然的結果というよりは労働組合の闘争力の低下が原因である。

確かに、関生型運動には「敬して遠ざけるとの雰囲気」がある。企業内の経済闘争にとどまらず、政治・社会的な闘いや運動を「よくやるな」と思っているが、「どこかウチの組合とは違う」というのが、世の組合世界の評価だ。この評価の落差には、第一に公安警察による「争議弾圧」「刑事弾圧」の乱用にあると思われる(別稿でも後述)。

## 組合の「御用化」と 役員「ノンポリ化」

世の組合は、労働組合活動に「刑事免責」「民事免責」があることを知らなすぎ。団体交渉は強要(罪)そのもの、ストライキやピケッティングは威力業務妨害(罪)そのものだ。争議を避けた「おしゃべり団交」のパフォーマンスだけで、会社の限界回答の力をこえられるなら、その方法を教えてほしい。

労使の利害関係がからむ問題をとりあげず、賃労働対資本という資本主義の決定的な矛盾と向き合うことをしない、何よりも社長や上司にこらまれるような労働

運動をしない、そんな労働組合が増えていく。連合をみてわかるように、職場で闘わない労働組合がいくら増えても社会を変革する力にはならない。連合から見れば、関生型運動は「怖くて寄らねむべからず」だろう。多くの刑事弾圧の乱用は、労働運動全体の分断を生みだし、国家的不当労働行為(支配介入)である。

連合や産別のなかには、権力との関係で「(直接・間接に)一線を越えた」「脇の甘い」組合幹部が存在することも事実だ。彼らは「悪いことをしている」との認識がないから困ったものだ。つまりは、関生型運動が「やりすぎ」ではなく、我々が総評時代に普通にやっていた組合活動を、世の労働組合が劣化し、集団でやる組合活動をまともにやらなくなったということ。連合になって進んだことは組合の「御用化」と組合役員「ノンポリ化」、これは世間も認める「不都合な真実」だ。

「権力との一線を越えてはならぬ」とは、通常の活動家なら誰でも知っている労働運動の警句であるが、この意味は刑事弾圧に対して左・右の立場を超えて連帯して闘うということでもあることを銘記す(心に刻み込む)べし。

## 法的に正当な争議行為

第一に「争議行為と刑罰」について。社会権(労働三権ほか)は国の作為(保護すること)を求め、自由権(思想・信条の自由ほか)は国の不作為(関与・介入しないこと)を求めると言われる。

つまり、労働争議に関してはその

目的(労組法1条1項・労働者の地位の向上)が正しければ、多少の行き過ぎがあっても罰するに値するほどの違法性がない限り、「正当行為」とされてきた。(注1)

通常の団体交渉や争議行為、集团的組合活動が、直ちに刑法の犯罪構成要件に該当するような例はまれである。普通、私人が行えば違法とされる強要罪、威力業務妨害などの行為が刑罰法規の犯罪構成要件に当てはまる場合でも、争議行為は(暴力や違法な脅迫でない限り)罰せられないのが労組法1条2項の規定である。争議行為とは何か、唯一、労働関係調整法が「(会社の)業務の正常な運営を阻害するもの」(7条)と法的に定義している。

通常、争議行為を集団で行い、相手を窮地に追い込まなければ対等交渉し成果を上げることができないことは法の認めるところだ。

## 「疑わしきは罰せず」より 「無罪の推定」が強い!

第二に「推定無罪」原則について。

「検察官が被告人の有罪を証明しない限り、被告人は無罪判決が下される(=被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない)」ということを意味すること(刑事訴訟法336条)。つまりは、有罪判決が確定するまでは、何人も犯罪者として取り扱われない(権利を有する)。これを裁判官側から表現した言葉が「疑わしきは罰せず」であり「疑わしきは被告人の利益に」であるが、「疑わしきは罰せず」より「無罪の推定」の方が強い。完全黙秘は冤罪から自らを守る、唯一の術であると言われるゆえん(理由)だ。

第三に「民事不介入」原則について。警察は民事事件には介入できない。

い。労働争議は、組合と会社との民事事件そのもので、正常な運営を阻害しようが阻害しまいが、警察は介入できない。警察に限らず行政機関、例えば労働基準監督署でも労基法違反の事案があっても当該労使間で団交や争議中であれば「民事不介入」原則をタテに動かないことがある。下手に動けば、労・使どちらかに加担したことになる、行政の中立・公正が損なわれるからである。

だが実際には、「民事不介入」原則は、ストーカー事件など扱いたくない便利な言い訳として使われている。仕事をしたくないケースや警察上層部による政治的もみ消しの「詩織さん事件」(準強姦罪で逮捕状を取りながらも加害者を逮捕・送検せず、詩織さんを弁護士事務所に連れていき、示談を勧めた)などがあるが、前者は警察の怠慢・不作為、後者は警察の不作為がプラス不当な「民事介入!」である。ところが、同じ警察であっても公安警察(後述)の、あってはならぬ「民事介入」つまり「刑事弾圧」が目立ち、その権利濫用は尋常ではない。

組合の正当な行為と解釈されてはならない(←刑事免責、刑法35条:法令又は正当な業務による行為は、罰しない)。/労組法8条:使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けた故をもって、労働組合又はその組合員に対して賠償を請求することはできない(←民事免責)。

(注1) 憲法28条:勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。/労組法1条2項:刑法35条に規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組



要 宏輝の「コラム」

## 「関生型運動」考察と「労働運動要論」②

# 刑事弾圧との闘い(2)

前回(第二回)は「推定無罪」の原則など、近代法の三つの基本原則について述べたが、原則には例外があるように、その例外が現実のようになってきている。その傾向は一般刑事事件において顕著である。

まずは、第二の「推定無罪」の原則の有名無実化から述べよう。マスコミ報道によって、逮捕・起訴された者は有罪、つまり「逮捕(すること)」「有罪(にすること)」「容疑者(被せ)」「犯罪者」とみなす「推定有罪」としての誤認識が国民感覚として定着している。怖いことだ。

例えば、職を失う・逮捕や起訴されただけで、(有罪が確定する前であっても)懲戒解雇などの処分が行われ、被疑者の社会的地位が不可逆的に奪われる。後で無罪が確定しても、雇用主には復職させる義務はない。被疑者として実名が報道されれば、世間にも前科として監視され、就職できなくなる。転居を余儀なくされ、家族が離散する。親兄弟までが住所を変える。「推定無罪」認識の不十分な市民によるネットを使った私刑(パッシング)の大衆化がこの風潮を後押しする。

その結果、被疑者家族の離散・転居が「当たり前」のように余儀なくされる。親が「死んでお詫びする」「理不尽なことも起こる。」「推定有罪」の実質化の原

挙げられるが、一番大きいのはマスメディアによる「犯人視」報道だ。

逮捕した被疑者の実名や年齢、職業を報道すること、被害者の顔写真は丸、被疑者の顔写真は四角という区別で掲載される。99%以上に及ぶ有罪率の高さもメディアの姿勢を許している。それを絵にかいたような報道が、言語道断な週刊文春新年号の「連帯批判」報道だ。

政治家と芸能人にはプライバシーはないといわれ「文春砲」は下ネタを売りにしてきたが、今期の記事は福島みずほ議員の国政調査権妨害であり、争議つぶしである。争議の核心のEM・ケイ運輸の分会長襲撃事件(2015年11月30日)の犯人はまだ摘発されていない。週刊誌とはいえずマスコミの矜持があれば、公安警察の「ちょうちん持ち」や争議弾圧の「あおり」をやらすべきではない。

## 「争議運動をつぶす」弾圧から「組織団結をつぶす」弾圧へと

次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則」、第二の「争議」民事不介入「原則」の有名無実化である。労働争議では(仕組みされていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって、無罪であっても「事件化」し易(やす)い。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の

ケースがままあった。

公安・警備警察は、憲法秩序や民主主義を暴力によって破壊する活動を監視し予防する活動を任務としてきた。犯罪の可能性を取り締まることを名分に、法を超えた形で活動をできるわけだからその活動を法で規制することは難しい。(百歩譲っても)その権力の行使は抑制的でないならぬ。

「憲法と労組法は70年以上も変わらないのに、なぜ、弾圧・争議に関する裁判例は大きく変わってきたのか」(永嶋靖久弁護士の常套句、以下、同氏の「争議弾圧」の論稿等を要約・引用させていただく)。

## ① 治安法制の再編成

戦前の弾圧法治安維持法(戦後1945年、GHQの指令で勅令により廃止。特高は解体されたが、公安検察は生き延びる(後述))。

戦後の弾圧法:破壊法(破壊活動防止法、1952年。現在、共産党・新左翼党派・朝鮮総連・愛国党などの右翼団体・オウム真理教など破壊法の調査対象団体は17)、暴行法(注2、暴力行為等処罰に関する法、1926年)。暴

処法は暴力団と労働争議の取り締まりに使われた。近年の弾圧法(1985年)・(1975年のスト権ス)・(1987年国鉄の分割民営化がエポック。暴対法(暴力団対策法、1991年)・組対法(組織的犯罪処罰法とも略し、正式名称は「組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、改正

刑事訴訟法・通信傍受法と同時)に制定、1999年)、そして2017年、共謀罪法(注3)成立。監視や権利侵害が合法化され、現代の治安維持法体制が整う。小さな政府に比して「大きな警察」となり、「争議・運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと大転換した。

②「争議」正当行為なるもの」の保護範囲の縮小、逆に弾圧範囲の拡張  
最高裁指導下の裁判官会同(会議)によって、法手続きの恣意的な運用が横行、裁判官の思想の右傾化と労組法無知が原因だ。これまでの学説は、企業に対し弱者である労働者を保護してきたが、今や大企業や金融機関さえも倒産する時代、労働組合が使用者以外の第三者に対して、会社の経営方針や企業活動を批判するビラを配布し、争議行為を行うことは正当な組合活動といえるか、との裁判官主張も登場。使用者概念の拡大から「縮小」へ、争議を工場の中だけに封じ込めるネライ。

③労働法制のシフトの変化  
①労働法制のシフトの変化  
②労働法制のシフトの変化  
③労働法制のシフトの変化  
④労働法制のシフトの変化  
⑤労働法制のシフトの変化  
⑥労働法制のシフトの変化  
⑦労働法制のシフトの変化  
⑧労働法制のシフトの変化  
⑨労働法制のシフトの変化  
⑩労働法制のシフトの変化  
⑪労働法制のシフトの変化  
⑫労働法制のシフトの変化  
⑬労働法制のシフトの変化  
⑭労働法制のシフトの変化  
⑮労働法制のシフトの変化  
⑯労働法制のシフトの変化  
⑰労働法制のシフトの変化  
⑱労働法制のシフトの変化  
⑲労働法制のシフトの変化  
⑳労働法制のシフトの変化  
㉑労働法制のシフトの変化  
㉒労働法制のシフトの変化  
㉓労働法制のシフトの変化  
㉔労働法制のシフトの変化  
㉕労働法制のシフトの変化  
㉖労働法制のシフトの変化  
㉗労働法制のシフトの変化  
㉘労働法制のシフトの変化  
㉙労働法制のシフトの変化  
㉚労働法制のシフトの変化  
㉛労働法制のシフトの変化  
㉜労働法制のシフトの変化  
㉝労働法制のシフトの変化  
㉞労働法制のシフトの変化  
㉟労働法制のシフトの変化  
㊱労働法制のシフトの変化  
㊲労働法制のシフトの変化  
㊳労働法制のシフトの変化  
㊴労働法制のシフトの変化  
㊵労働法制のシフトの変化  
㊶労働法制のシフトの変化  
㊷労働法制のシフトの変化  
㊸労働法制のシフトの変化  
㊹労働法制のシフトの変化  
㊺労働法制のシフトの変化  
㊻労働法制のシフトの変化  
㊼労働法制のシフトの変化  
㊽労働法制のシフトの変化  
㊾労働法制のシフトの変化  
㊿労働法制のシフトの変化

争議件数の激減・労働組合の組織率低下労働契約法(第1条「個別の労働関係の安定に資すること」、2008年)、労働審判法(法務大臣「集団対集団、力比べの時代ではなくなった」、2004年)、個別労働関係紛争解決促進法(2001年)の斡旋制度といった法制度の新設へ。

①「2」の判決について、「ピケットが平和的説得の方法しか許されないとしたら、争議権保障は負けるに決まった争議方法を保障するにすぎなくなる」(佐藤昭夫・早大名誉教授)。

どのような争議が違法とされるのか  
どのような弾圧を受けるのか

一昔前は、大衆団交、解雇撤回の就労闘争、親会社への抗議行動、ピケストとスキヤップ(スト破り)の攻防をとりえて、「暴処法」(暴力行為等処罰に関する法)の適用による不当弾圧が常であった。反撃として、所轄警察署や府警本部への抗議デモもよくあった。では近年、争議弾圧の様相がどう変わってきたか。裁判所の、逮捕令状の「自動販売機一化、仮処分決定の乱発・認容で労働争議そのものの「非合法化」を思わせる様相を呈している。労働争議に限定して、以下例示する。



要 宏輝の「コラム」

## 「関生型運動」考察と「労働運動要論」③

※注釈は次号に掲載します。

# 刑事弾圧との闘い(3)

どのような争議が違法とされるような弾圧を受けるのか

## ③ 損害請求訴訟の乱発

1992書泉事件は書店のストライキに対して一億円近い巨額の損害を認容。以降、会社側の請求を認める判決が相次ぐ(御国ハイヤー、日本一生コン、眞壁組、千葉動労、岡惣事件など)。巨額の損害請求は訴訟の勝敗ではなく、組合の権利行使を委縮させることが目的ではないか。

## ④ 妨害禁止の仮処分

過去、筆者が現役のころ、労働仮処分は保全の必要性に加えて、特に緊急性を要する(労働者が飢え死にする)解雇事件などに限って決定されてきた。が、現在は逆転し、使用者側からの「争議戦術」としての仮処分申立てが頻発している。1989年成立の民事保全法(注4)の登場によって仮処分の対象が広がった(④⑤⑥)。裁判所が争議中の労使双方に決定的な影響を与えることのない「慎重な判断」をしているように見える。審尋(当事者に与える反論の機会)一回で、実に広範囲な禁止を認める決定がなされている。

① 事業施設への立ち入り禁止・事業施設の明渡し等を求める仮処分

② 業務の妨害行為の差し止め



要 宏輝のコラム

## 「関生型運動」考察と「労働運動要論」④

を求める仮処分

③ 争議行為そのものの差し止めを求める仮処分(審尋なしで、スト禁止の仮処分決定も!・2012年鈴鹿さくら病院、注5)

④ ビラ貼付等の禁止を求める仮処分

⑤ 物品の引き渡しを求める仮処分

⑥ 行動の自由妨害禁止・私生活の妨害禁止を求める仮処分、など

⑦ 宣伝禁止の仮処分・⑧ 私宅周辺での宣伝の禁止

筆者が現役のころは、街宣が争議行為の有力な役割を果たした。私は、大きな街宣デモや継続的な街宣をやる時は、裁判所や労働委員会の判決や命令を勝ち取ってから行うべきものと決めていた(案の定、禁止の仮処分決定もなかった)。しかし、1995年南労会事件では労働委員会命令が連勝続きであったにもかかわらず、法人経営者の自宅周辺での街宣は争議行為の正当性の検討の埒外(こちらが「い」とされた。現在では、⑤・⑥関係の仮処分では、自宅周辺300m×500mの範囲で一律に宣伝行動を禁止する決定が出されている。自治体の騒音防止条例の制定も影響している。つまるところ、会社の塀の中で静かに労働争議はやれということか。個人争議やこれを支える地

域ユニオンには判決等を悠長に待てる余裕はない。団交拒否から早々と街宣活動を始めると、例示したような様々な仮処分決定の餌食にされる、大変な時代だ。関生支部のように、判決・命令如何に関係なく闘える力量が不可欠だ。

## 生き延びていた思想検査復活する「現代の特高」

法の目的とかけ離れた逮捕、不当な長期勾留(代用監獄)の常態化の現状は、戦前の「予備拘禁制度」(刑期を終えて釈放されるべき者を無制限に監禁できる)と区別がつかない、弾圧の時代が近くに来ていることがよくわかる。

「検挙から裁判までの間に、実質的な裁判と云いますか、それはむしろ検挙から起訴までの間に行われ、裁判はむしろその終末を告げるというふうな実情にある」というある思想検事の発言は、つまり、裁判となる以前に実質的な処罰が済んでしまっているということである。起訴までに勾留されている期間が相当長く、その間に物理的・精神的な拷問にさらされ『転向』への誘導が執拗に行われた。それは裁判の形骸化を示すとともに、検挙から起訴までの過程において、思想検査によって実質的に断罪されたことを意味する。GHQの『人権指令』(1945年10月)で特高警察は解体されたが、思想検査は見逃され、

その存在は現在まで続いている(岩波新書「荻野富士夫」思想検事Part20)。

戦後、治安維持法の廃止によって特高警察は解体されたが、稀代の悪法「共謀罪法」によって、現在の公安警察が戦前の特高警察のように復活しつつある。

## 闘いによって悪政を打倒 武執行委員長からの提起

多くの人々にとっては、自分の権利が侵害されていない限り、何か事件が起こっても他人事と思ってしまう。実は、その他人事が自分につながっているし、国の在り方にもつながっているとの認識が共有されていない(これこそ、真の危機!)。一つひとつの人權侵害や弾圧に異議申立ての声を上げていかないと、本当に安倍の画策する「戦前回帰」が現実になってしまう。攻撃があるから、即争議になるわけではない。攻撃に反撃する力が組合に無ければ(法が保障している)争議すら成立しない。権力から不当弾圧を受けるということとはそれだけ力があるということだ。

関生支部は不当弾圧の決着は現場でつける、王道の闘いを貫徹している。公安・警備警察の活動を法で規制することが難しいのであれば、反撃の連帯行動を強めて彼我の力関係を変えていくほかない。「最も大事なことは、闘いによって悪政を打ち倒していくことだ」(武委員長の前年11月25日中央委員会総括の締め言葉)。悲観と楽観の違い、

悲観は情緒に流されるだけだが楽観には(展望をひらく)意思がある。

## 【前からの注釈】

(注2) 暴力行為等処罰二関スル法律・団体または多衆による集団的な暴行・脅迫・器物損壊・強要(面会強請・強談威迫)などを特に重く処罰する日本の法律である。治安警察法17条の削除に伴う制定で、公布・施行は1926年(大正15年・昭和元年)、2004年に改正。「暴行法」、「暴力行為等処罰法」などと略す。由来から判るように、政府が労働運動としての同盟罷業を封じ込めることが本来の立法趣旨である。

(注3) 共謀罪法(改正組織的犯罪処罰法)・処罰対象犯罪の実行行為を必要とせず、相談・計画した段階で摘発できる。本来、公安・警備警察は憲法秩序や民主主義を暴力によって破壊する活動を監視し予防する活動を任務としてきた。犯罪の可能性を取り締まることを名分に、法を超えた形で活動できる。日弁連は、「そこまでしなくても今の法律で十分対応できる、共謀罪はやりすぎ、基本的人権の侵害」という見解。政府は、オリンピック・テロを口実に「テロ等準備罪」と呼び変え、6月に強行採決、成立させた。

(注4) 民事保全法による仮処分: 権利の実現の保全のためになされる暫定的処置。民事保全(仮差押え)のひとつ。物に関する請求権の将来の執行保全のために、仮差押えと同様の目的から債務者の財産(特定目的物)の現状保持をねらう(係争物に関する仮処分)と、将来の執行には不安はないが、権利関係に争いがあるために、現状について暫定的処置を講じて債権者に生じている現在の不安や危険の除去を図る(仮の地位を定める仮処分)(民事保全法23条以下、52条以下)とがある。

(注5) ストライキ禁止の仮処分: 2012年、ユニオン三重に属する鈴鹿さくら病院分会のストライキ通告に対して、裁判所は審尋をせずにスト禁止の仮処分を決定。裁判所の「労組法無知は響登(ひんしゅく)をかけた。